

熊谷市議会議員一般選挙における

選挙公営のお知らせ

選挙運動用自動車

- ・ハイヤー方式
- ・個別契約方式

選挙運動用ポスター

選挙運動用ビラ

熊谷市選挙管理委員会

凡 例

法	…………	公職選挙法
令	…………	公職選挙法施行令
公営条例	…………	熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例
公営規程	…………	熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程
ビラ条例	…………	熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例
ビラ規程	…………	熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する規程

※ 参 考

この「選挙公営」は、法141⑧、143⑮及び142⑩並びに市条例及び市規程に基づくものです。

法141⑧

(略)市の議会の議員又は長の選挙については市は、(略)条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項の自動車(選挙運動用自動車)の使用について、無料とすることができる。

法143⑮

(略)市の議会の議員及び長の選挙については市は、(略)条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項(略)第5号のポスター(選挙運動用ポスター)の作成について、無料とすることができる。

法142⑩

(略)市の議会の議員及び長の選挙については市は、(略)条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項(略)第6号のビラ(選挙運動用ビラ)の作成について、無料とすることができる。

I 選挙運動用自動車の公営

1 公費負担の制度

候補者は、一定の金額を限度として選挙運動用自動車を市の負担で無料で使用することができます。ただし、この制度は、供託物が没収される者には適用されません。

(法141⑧、公営条例2、6)

2 契約の種類

選挙運動用自動車の使用については、「ハイヤー方式」と「個別契約方式」があり、候補者において選択することになります。

「ハイヤー方式」とは「一般乗用旅客自動車運送事業者」（道路運送法3Iハ）との契約で、自動車、燃料及び運転手込みで自動車を貸し切って契約する方式です。

「個別契約方式」とは、「自動車の借入れ」、「燃料の供給」、「運転手の雇用」をそれぞれ個別に契約する方式です。

個別契約方式の契約を当該候補者と生計を一にする親族と締結した場合には、当該親族が当該契約に係る業務を業として行う者に限り公営の対象となります。

3 公費負担限度額

(1) **ハイヤー方式**（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合）

（1日当たりの契約金額又は64,500円のうち少ない方の額）×使用した日数

※ 同一の日に2台以上使用される場合は、候補者が指定するいずれか1台です。

※ 「使用した日数」は立候補の届出の日から選挙期日の前日までの日数の範囲内です。

(2) **個別契約方式**

ア 自動車の借入れ契約の場合

（1日当たりの契約金額又は15,800円のうち少ない方の額）×使用した日数

※ 同一の日に2台以上使用される場合は、候補者が指定するいずれか1台です。

※ 「使用した日数」は立候補の届出の日から選挙期日の前日までの日数の範囲内です。

イ **燃料の供給の場合**

次のa又はbのうち少ない方の金額（注1）

a 実際に選挙運動用自動車に供給した燃料の代金

b 7,560円×立候補の届出の日から選挙期日の前日までの日数（注2）

（注1） 選挙管理委員会が確認をしたものに限りです。

（注2） 無投票の場合はその事由が発生した日までの日数です。

公費により燃料の供給費用が負担されるのは選挙運動用自動車に限られ、事務連絡等に使用する自動車等は対象になりません。

ウ **運転手の雇用契約の場合**

（1日当たりの契約金額又は12,500円のうち少ない方の額）×運転に従事した日数

- ※ 同一の日に2人以上雇用される場合は、候補者が指定するいずれか1人です。
- ※ 「運転に従事した日数」は立候補の届出の日から選挙期日の前日までの日数の範囲内です。

- ・市が負担する費用は、業者からの請求に基づき直接支払われます。
- ・契約により支払うべき金額が上記の公費負担限度額を超えますと、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。

4 選挙公営の手続き

（1）契約の届出（候補者→市選挙管理委員会） **契約締結後直ちに**

選挙運動用自動車の使用について公営を受けようとする候補者は、選挙運動用自動車の使用について有償契約を締結した場合、直ちに（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、市選挙管理委員会に届出なければなりません。

使用する様式：選挙運動用自動車使用の契約届出書〈様式第1号その1〉

添付書類：当該有償契約書の写し

- ※ ハイヤー方式で契約する場合は、「一般乗用旅客自動車運送事業」の免許の写しも添付してください。

(2) 使用証明書の提出（候補者→契約を締結した各業者等） 契約履行後

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で、使用証明書を作成し、契約業者等に提出してください。

この使用証明書は契約業者等が市に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

公費による燃料の供給費用が負担されるのは選挙運動用自動車に限られ、事務連絡等に使用する自動車等は対象になりませんのでご注意ください。

使用する様式：選挙運動用自動車使用証明書

自動車の使用 〈様式第4号その1〉

燃料の供給 〈様式第4号その2〉

運転手の雇用 〈様式第4号その3〉

※ ハイヤー方式の場合は、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）のみ提出

(3) 確認申請書（燃料の供給のみ）の提出（候補者→市選挙管理委員会） 契約履行後

個別契約方式による契約であって、燃料の供給に関する場合は、公費負担の対象となるものの確認をするため、契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で、市選挙管理委員会に確認申請書を提出してください。

※ 燃料代が公費負担されるのは選挙運動用自動車に限られます。

使用する様式：自動車燃料代確認申請書 〈様式第2号その1〉

市選挙管理委員会で確認後、「**自動車燃料代確認書**」をお渡ししますので、燃料供給業者に直ちにこの確認書を渡してください。

(4) 請求書の提出（契約を締結した各業者等→市長） 契約履行後

各契約業者等が請求を行う場合には、下記により市に請求してください。（請求書は市選挙管理委員会に提出してください）

使用する様式：請求書・請求内訳書 〈様式第6号その1〉

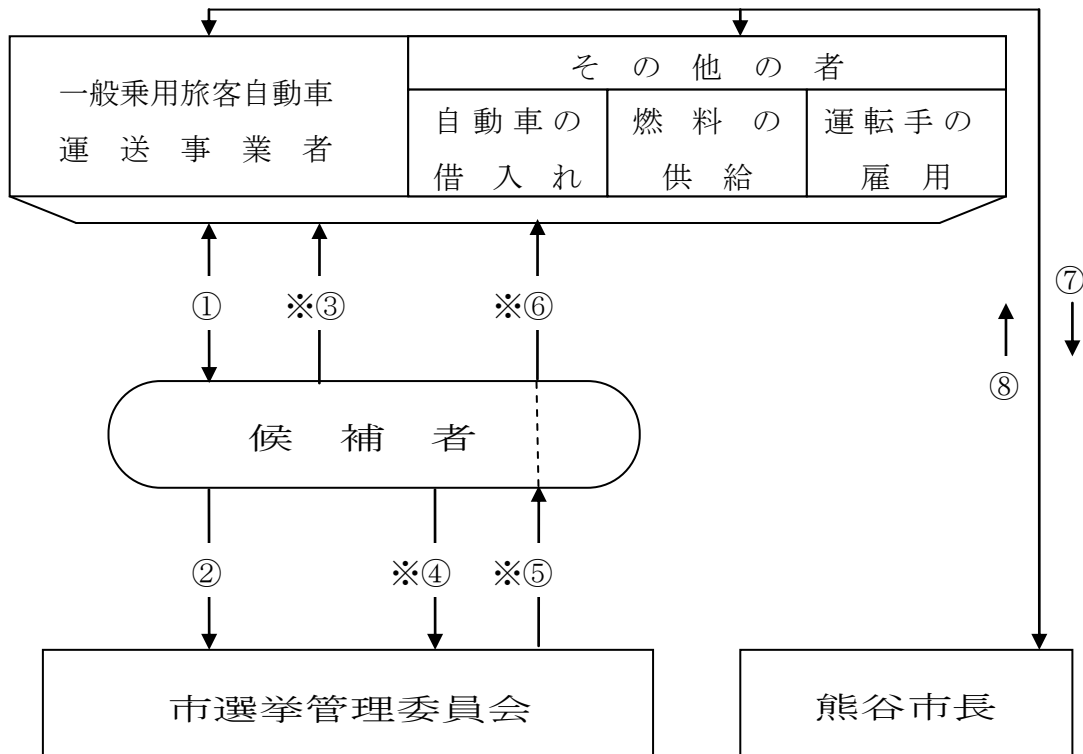
自動車の使用 燃料の供給 運転手の雇用

添付書類：選挙運動用自動車使用証明書（上記（2）参照）

自動車燃料代確認書（燃料代の請求の場合のみ。上記（3）参照）

給油伝票の写し（燃料代の請求の場合のみ）

5 選挙運動用自動車の公営の手続きを図解すると次のようになります。



- ① 有償契約
- ② 契約届出書（契約書の写し添付）……………〈様式第1号その1〉
- ※③ 使用証明書（自動車・燃料・運転手）……………〈様式第4号その1～その3〉
- ※④ 燃料代確認申請書（燃料の供給の場合）……………〈様式第2号その1〉
- ※⑤※⑥ 燃料代確認書（ 〃 ）……………〈様式第3号その1〉
- ⑦ 請求書・請求内訳書……………〈様式第6号その1〉
 使用証明書（自動車・燃料・運転手）添付、
 ※燃料代の場合は燃料代確認書・給油伝票の写しも添付
- ⑧ 支払い

(注) 1 ③～⑥は契約の履行後に行ってください。
 2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「様式第1号その1」に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

II 選挙運動用ポスターの公営

1 公費負担の制度

候補者は、一定の金額を限度として選挙運動用ポスターを市の負担で無料で作成することができます。ただし、供託物が没収される者には、適用されません。(法143⑮、公営条例7、10)

2 公費負担限度額

平成29年執行衆議院議員総選挙時の単価及び枚数のため変更する場合があります

作成単価（作成単価が1,300円を超える場合は、1,300円）に作成枚数（作成枚数が522枚を超える場合は、522枚）を乗じて得た金額。

※ 作成単価の限度額1,300円には、消費税等が含まれます。

- ・ 市が負担する費用は、業者からの請求に基づき直接支払われます。
- ・ 契約により支払うべき金額が上記の公費負担限度額を超えますと、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。

3 選挙公営の手続き

(1) 契約の届出（候補者→市選挙管理委員会） 契約締結後直ちに

ポスターの作成について公営を受けようとする候補者は、ポスターの作成業者との間に有償契約を締結した場合、直ちに（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）市選挙管理委員会に届け出なければなりません。

使用する様式：ポスター作成契約届出書〈様式第1号その2〉

添付書類：当該有償契約書の写し

(2) 作成証明書の提出（候補者→契約を締結した業者） 契約履行後

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で、作成証明書を作成し、契約業者に提出してください。

この作成証明書は契約業者が市に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

使用する様式：ポスター作成証明書〈様式第5号〉

(3) **確認申請書の提出（候補者→市選挙管理委員会）** 契約履行後

ポスターの作成枚数が当該選挙区内のポスター掲示場数の1.3倍の範囲内であることを確認するため、契約の履行後、実際の作成枚数を納品書等で確認した上で、市選挙管理委員会に確認申請書を提出してください。

使用する様式：ポスター作成枚数確認申請書（様式第2号その2）

市選挙管理委員会を確認後、「ポスター作成枚数確認書」をお渡ししますので、ポスター作成業者に直ちにこの確認書をお渡しください。

(4) **請求書の提出（契約を締結した業者→市長）** 契約履行後

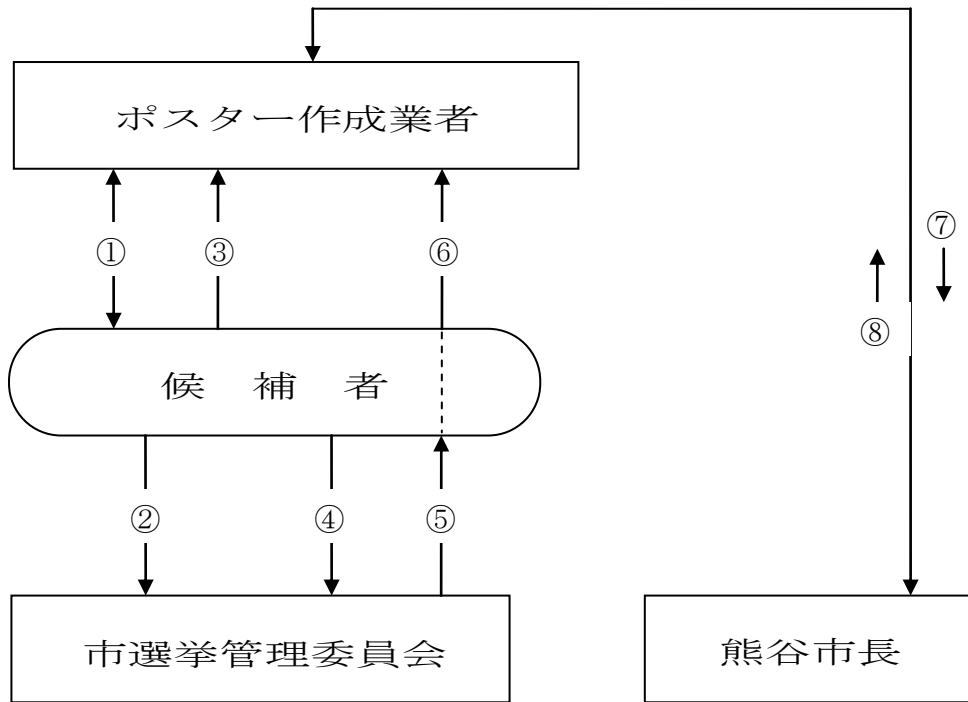
契約業者が請求を行う場合には、下記により市に請求してください。（請求書は市選挙管理委員会に提出してください）

使用する様式：請求書・請求内訳書（様式第6号その2）

添付書類：ポスター作成証明書

ポスター作成枚数確認書

4 選挙運動用ポスターの公営の手続きを図解すると次のようになります。



- ① 有償契約
- ② 契約届出書（契約書の写し添付）……………〈様式第1号その2〉
- ③ ポスター作成証明書……………〈様式第5号〉
- ④ ポスター作成枚数確認申請書……………〈様式第2号その2〉
- ⑤⑥ポスター作成枚数確認書……………〈様式第3号その2〉
- ⑦ 請求書・請求内訳書……………〈様式第6号その2〉
- ※ポスター作成証明書・ポスター作成枚数確認書を添付
- ⑧ 支払い

- (注) 1 選挙運動用ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出するのは、契約履行後で差し支えありません。
- 2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「様式第1号その2」に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

Ⅲ 選挙運動用ビラの公営（新規）

1 公費負担の制度

候補者は、一定の金額を限度として選挙運動用ビラを市の負担で無料で作成することができます。**ただし、供託物が没収される者には、適用されません。**（法143⑮、ビラ条例2、5）

2 公費負担限度額

作成単価（作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭）に作成枚数（作成枚数が4,000枚を超える場合は、4,000枚）を乗じて得た金額。（1円未満切り上げ）

※作成単価の限度額7円51銭には、消費税等が含まれます。

- ・ 市が負担する費用は、業者からの請求に基づき直接支払われます。
- ・ 契約により支払うべき金額が上記の公費負担限度額を超えますと、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。

3 選挙公営の手続き

（1）契約の届出（候補者→市選挙管理委員会） 契約締結後直ちに

ビラの作成について公営を受けようとする候補者は、ビラの作成業者との間に有償契約を締結した場合、直ちに（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）市選挙管理委員会に届け出なければなりません。

使用する様式：ビラ作成契約届出書〈様式第1号〉

添付書類：当該有償契約書の写し

（2）作成証明書の提出（候補者→契約を締結した業者） 契約履行後

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で、作成証明書を作成し、契約業者に提出してください。

この作成証明書は契約業者が市に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

使用する様式：ビラ作成証明書〈様式第4号〉

(3) **確認申請書の提出（候補者→市選挙管理委員会）** 契約履行後

ビラの作成枚数が4,000枚の範囲以内であることを確認するため、契約の履行後、実際の作成枚数を納品書等で確認した上で、市選挙管理委員会に確認申請書を提出してください。

使用する様式：ビラ作成枚数確認申請書〈様式第2号〉

市選挙管理委員会で確認後、「ビラ作成枚数確認書」をお渡ししますので、ビラ作成業者に直ちにこの確認書をお渡しください。

(4) **請求書の提出（契約を締結した業者→市長）** 契約履行後

契約業者が請求を行う場合には、下記により市に請求してください。（請求書は市選挙管理委員会に提出してください）

使用する様式：請求書・請求内訳書〈様式第5号その1・その2〉

添付書類：ビラ作成証明書

 ビラ作成枚数確認書

 ビラの見本

◎ 選挙運動用ビラの頒布について

1 頒布できる枚数及び場所

候補者が頒布できる選挙運動用ビラは、市の選挙管理委員会に届け出た2種類以内、合わせて4,000枚までです。（法142①VI）頒布できるのは、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限られます。（法142⑥、令109の6Ⅲ）

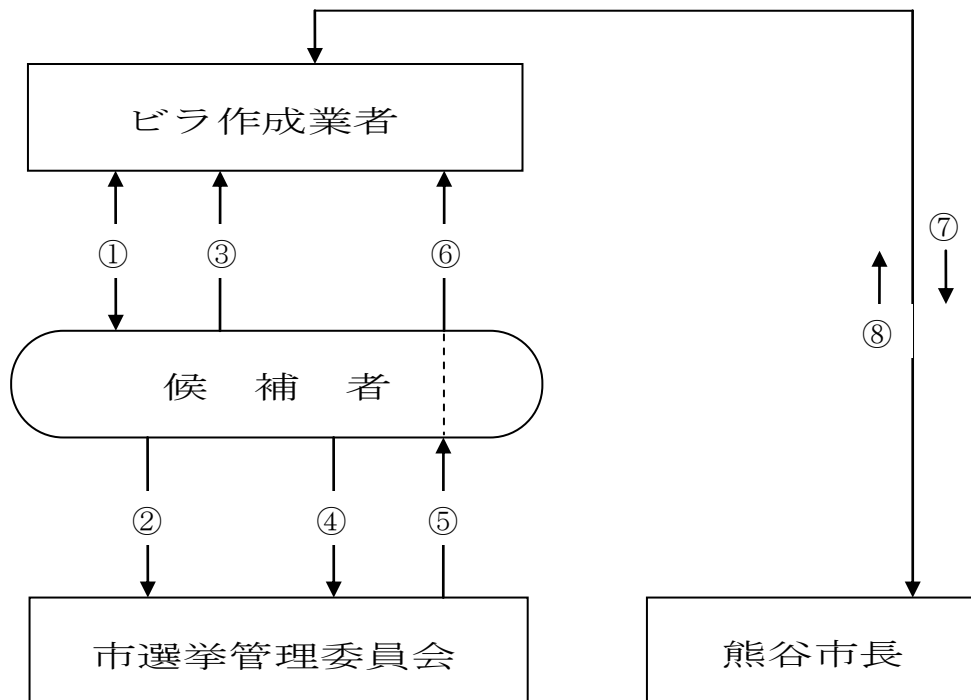
2 規格

選挙運動用ビラの大きさは、長さ29.7センチメートル、幅21センチメートルを超えてはなりません。（法142⑧）

3 証紙及び法定記載事項

選挙運動用ビラには、市の選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。また、選挙運動用ビラには、表面に頒布責任者及び印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載しなければなりません。（法142⑦、⑨）

4 選挙運動用ビラの公営の手続きを図解すると次のようになります。



- ① 有償契約
- ② ビラ作成契約届出書（契約書の写し添付）…〈様式第1号〉
- ③ ビラ作成証明書…〈様式第4号〉
- ④ ビラ作成枚数確認申請書…〈様式第2号〉
- ⑤⑥ビラ作成枚数確認書…〈様式第3号〉
- ⑦ 請求書・請求内訳書…〈様式第5号その1・その2〉
ビラ作成証明書・ビラ作成枚数確認書・ビラ見本を添付
- ⑧ 支払い

(注) 1 ビラ作成証明書をビラ作成業者に提出するのは、契約履行後で差し支えありません。
2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を「様式第1号」に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

参 考

公営を受けようとする際に必要な書類等

1 選挙運動用自動車

(1)ハイヤー方式 … 自動車、燃料及び運転手を込みで貸し切って契約する方式

提出の時期	提出先	書 類 等
告示日	候補者→市選管	○契約届出書 ○契約書の写し ○一般乗用旅客自動車運送事業者の免許の写し
契約の履行後	候補者→契約業者	○選挙運動用自動車使用証明書(自動車)
支払請求時	契約業者→市長(市選管)	○請求書・請求内訳書(ハイヤー方式) ○選挙運動用自動車使用証明書(自動車)
支払限度額(消費税等含む) 4/ から 4/ までの7日間 無投票の場合は1日分		64,500円×7日=451,500円 (1日当たり64,500円)

(2)個別契約方式 … 自動車、燃料、運転手をそれぞれ個別に契約する方式

提出の時期	提出先	書 類 等		
		自動車の借入れ	燃 料 の 供 給	運転手の雇用
告示日	候補者→市選管	○契約届出書 ○契約書の写し(自動車、燃料、運転手)		
契約の履行後	候補者→各契約業者	○選挙運動用自動車使用証明書(自動車、燃料、運転手)		
	候補者→市選管		○燃料代確認申請書	
支払請求時	各契約業者 ↓ 市長(市選管)	○請求書・請求内訳書(自動車) ○使用証明書(自動車)	○請求書・請求内訳書(燃料) ○使用証明書(燃料) ○給油伝票の写し ○自動車燃料代確認書(※)	○請求書・請求内訳書(運転手) ○使用証明書(運転手)
支払限度額(消費税等含む) 4/ から 4/ までの7日間 無投票の場合は1日分		15,800円×7日=110,600円 (1日当たり15,800円)	7,560円×7日=52,920円 (1日当たり7,560円)	12,500円×7日=87,500円 (1日当たり12,500円)

※印の自動車燃料代確認書は、確認申請書を提出していただいた後、候補者へ交付します。

2 選挙運動用ポスター

提出の時期	提出先	書 類 等
告示日	候補者→市選管	○契約届出書 ○契約書の写し
契約の履行後	候補者→契約業者	○ポスター作成証明書
	候補者→市選管	○ポスター作成枚数確認申請書
支払請求時	契約業者→市長	○請求書・請求内訳書(ポスターの作成) ○ポスター作成証明書 ○ <u>ポスター作成枚数確認書(※)</u>
支払限度額等(消費税等含む)		○単価限度額 1,300円 ○枚数の限度 522枚

※印のポスター作成枚数確認書は、ポスター作成枚数確認申請書を提出していただいた後、候補者へ交付します。

3 選挙運動用ビラ(新規) … 2種類まで作成可

提出の時期	提出先	書 類 等
告示日	候補者→市選管	○契約届出書 ○契約書の写し
契約の履行後	候補者→契約業者	○ビラ作成証明書
	候補者→市選管	○ビラ作成枚数確認申請書
支払請求時	契約業者→市長	○請求書・請求内訳書(ビラの作成) ○ビラ作成証明書 ○ <u>ビラ作成枚数確認書(※)</u> ○ビラ見本
支払限度額等(消費税等含む)		○単価限度額 7円51銭 ○枚数の限度 4,000枚

※印のビラ作成枚数確認書は、ビラ作成枚数確認申請書を提出していただいた後、候補者へ交付します。

〈注 意〉

- ◎ 選挙公営制度は、供託物が没収される者には適用されません。
- ◎ 限度額を超えた分は、候補者の自己負担になります。
- ◎ 市が負担する費用は、市選挙管理委員会から契約業者に直接支払われます。候補者への支払いはありません。
- ◎ 3/ () ~ 3/ () の事前審査の際、告示日に提出する選挙公営の書類も確認させていただきますので、それまでに契約書等をご用意ください。